

教会合同と主教職の継承

南インド、オーストラリアおよびナイジェリア教会を中心として

藤 間 繁 義

I 序にかえて——教会合同の趨勢

第2バチカン公会議以来、エキュメニカル運動は、それまで非ロマ諸教会の運動として展開されて来ていたところから、ロマ教会をも含めたキリスト教会の世界大の運動として、新しい段階を迎えて今日に至っている。その反面、かつて、南インドにおける諸教会の合同によって南インド教会が誕生したように地域的な教会合同の試みが進められつつある。すなわち、英國における聖公会とメソジスト教会の合同¹⁾、アメリカにおける六教派合同の計画²⁾、オーストラリアの教会合同および、ナイジェリアにおける教会合同、等々、の計画が推進され、それらの中には、既に実現を見たものもある。

こうした地方管区において次々と実現して行く合同教会の総和も、ロマ教会を含め得た形で世界教会協議会を拡大せる世界大の連合体も、ともにそれらが実現し得たとしても、われわれが信仰告白の中で告白するところの *Credo una sanctam ecclesiam catholicam* (われは唯一の聖公会を信ず) の中に表明される唯一の普公教会と全く同じものであるとは言い得ない。すなわち、われわれが、このことを表現するのに次のような数式を用いることが許されるならば、もっと明確にその意味が理解されるであろう。

唯一の聖公会>地上の諸教会の総和。

なんとなれば、地上の可視的な教会は、キリストの体としての不可視的な唯一の教会の人間の視覚に映する部分に過ぎないからである。この可視的な教会を通して、殊に、その教会の聖奠的な行為の中で、不可視的な教会がキリスト者にとって現実のものとなるからこそ、信仰告白 creed の中において、一人

一人の信徒達が、自らの信仰的実存を賭して告白する *Credo una sanctam ecclesiam catholicam* が現実性をもつのである。

したがって、このような信仰的実存において告白する不可視的な教会を、この世に証しするものとしての可視的な教会の一致は、人の制約、すなわち、時間と空間の制約のもとにある人間の存在形式と、自我の強調という罪から齎られたところの分離状況を克服し、³⁾ 「みんなのものが一つとなるために」祈り給うた主イエスの御意に従うキリスト教の倫理的な使命でもある。それ故、こうした教会一致のためには「現存する諸教会は、一致して新たに出現する教会の中に消えて行くべきである」という、カンタベリー大主教 William Temple の言葉と、その主旨を継承実践しつつある聖公会のエキュメニカル運動に対する姿勢は、⁴⁾ この運動の中で特に大きく評価されるべきであると考える。⁵⁾

今日のキリスト教会における最も力強い行動の重要な一翼を担う教会一致の問題は、信仰の領域と職制の領域とにおけると同様に、教会の全体性に関する再認識の問題でもある。すなわち、今日の激変する世界における諸問題が、直接全人類の存続に関わるものであるのに対して、キリストが世の光であり、世界の主であり給うことを証する教会もまた、*ecclesiam catholicam* としての全体性をもって、一致のうちに、この世に奉仕しなければならないのである。そして、この全人類に関わる諸問題が、世界の大のものであると同時に、個々の主体的実存の場を無視しては全体的な関与があり得ないがごとく、この世に奉仕する教会もまた、地域的、国家的な状況と、信仰における *ecclesiam catholicam* との緊張の中において、主体的な行動を通してのみ真にこの世に奉仕する救済の使命を遂行し得るのである。

したがって、さきに述べた、世界的なエキュメニカル運動の進展と相俟って進められつつある地方的、管区的な教会合同の趨勢も、それぞれの地方、国家、管区内におけるキリスト者達の実存を賭した、新しい教会の宣教的プロジェクトであり、「みな語ることを一つにし、お互の間に紛争がないようにし、同じ心、同じ思いになって、堅く結び合い」この世の主にいまし給うキリストの証しを担うというパウロの願いを現実化しようとするものである。⁶⁾

このような観点に立って、英國、アメリカあるいは、その他の地域において進められつつある教会合同の計画を眺めるとき、そこに示されるそれぞれのキ

リスト者達の信仰的決断が、まさに Temple 大主教によって喝破されたように、それぞれのキリスト者達の所属していた諸教派が、新しく実現された教会の中にその姿を消滅せしめ、しかも、個々の教派、教会に継承されて來たキリストの賜物としての優れた伝統を生成発展せしめるという形で行なわれていることに注目せしめられるのである。それはまた、オックスフォード主教 A. E. J. Rawlinson のいうように、

教会の一致は、伝承の全体性についての再認識であり、眞の全体性の回復である。その真実の一致は、革新された合同の基盤の上にのみ回復される⁷⁾のである。

それではこのような地方的、管区的レベルにおける教会合同の中において、どのような教会の伝承が継承され、それによって教会の全体性がどのように恢復され得たのであろうか？こうした問題を、Historic Episcopate 歴史的主教職の継承を中心として、ナイジェリア教会の合同案を南インド教会ならびにオーストラリア教会の場合を参考にしつつ検討を試みようとするのが本論文の主旨である。

そもそも、私が本論文において試みようとする検討の、最初の関心を惹いたのは、オーストラリア教会の創設式に南インド教会から主教を招いて式の執行をはかる計画が進められていることを知ったことからである。それは、私が一人の聖公会信徒として、南インド教会成立の過程における聖職ならびに信徒達の約半世紀にわたる不斷の祈りと努力とによって、聖公会は新しく出現した南インド教会の中にその姿を消し去りながらも、英國聖公会を通じてもたらされたところの歴史的主教職を新教会の中に継承して來たことについていささか知るところがあったからである。⁸⁾

もちろん、私は一人の聖公会の信徒ではあるけれども、キリスト教の教理全体との総合的な関係を無視した特定の翻案や組織を教条的に信奉しようとするものでもなければ、教会が全体としてこの世の歴史の中で担って來た幅広い背景を抜きにして聖公会の神学のみを強調しようとするものではない。それ故、初代教会以来、キリストの体として、この世に宣教の使命を担って存在し続けて來た教会は、さまざまな客觀情勢の中において、自らの存立を賭けた主体的信仰的決断を迫られて來たのであるし、その信仰的決断を表明実践することに

よって歴史を貫いて存在し得ていることを確信するのである。

そして、教会は、歴史を貫いて存続するに際して、使徒達が主イエスから握手をもって託されたところの宣教の使命と司牧の権威 mission and ministry を継承して来たのである。この継承は、教理的 (doctrinal)，組織的 (organic) ならびに聖奠的な継承 (sacramental succession) を包含するものである。それは、カトリック的伝承を重んずる教会であれ、プロテスタント的、改革的精神を重視する教会であれ、それぞれの教会の教理、礼拝、組織の中に連綿として受け継がれた特質を備えているのである。

したがって、地方的、管区的レベルにおける合同に参加しようとする諸教会は、それぞれに受け継ぎ来ったところの伝承を互いに尊重し、新しく出現する教会の中にこれらの伝承を余すところなく伝えるための長年月にわたる努力を惜しまなかつたのであるし、先に述べた Rawlinson の言葉に示されているような、真の全体性を恢復するための努力として評価しなければならないと考える。もとより、こうした地方的、管区的レベルで行なわれる合同に参加する教会によって、受け継がれるべき教理、礼拝、組織の伝承の要素が異なつて來るのであるから、それぞれの地方における合同案、合同教会の中に、南インド教会、北インドおよびパキスタン教会、あるいは、セイロン教会に見るような地方的特色の外に独自の性格を備えて來るのである。⁹⁾

それ故、これらの教会と、ナイジェリア教会を比較検討すること自体充分に興味の存するものであるが、私自身、聖公会の一信徒であり、これらの新しく実現せる教会の中に聖公会の教理、礼拝、組織がどのように受け継がれて行くのか、という点について格別の関心を抱いて來たものである。それ故、本論文において検討を加えようとするナイジェリア教会の教会合同案の他教会との比較検討も聖公会の教理的、組織的、ならびに、聖奠的な伝承として受け継がれて來たもの、特に、主教職に焦点を置いて進めることとする。

Ⅱ 南インド教会とオーストラリア教会

インドにキリストの福音が伝えられたのは他のアジア、アフリカ地方と比較して極めて早い時期であった。すなわち、主イエスの死後、あまり時を経ないうちに使徒聖トマスによって福音がもたらされたと推察されているが、その真

偽については必ずしも明らかではないけれども、その流れを承け継いでいると称するマラ・トーマ教会が現存しており、聖公会との友誼的な交りをもって來た。¹⁰⁾ そして、第6世紀にはすでにこの地方にキリスト教が伝わっていたことが6世紀の旅行者の記録によって明らかにされている。¹¹⁾ しかしながら、インド内陸へのキリスト教宣教活動は、近代における信仰復興運動にもとづく福音宣教の意欲的な宣教師派遣の時まで待たなければならなかった。¹²⁾ もとより、トマス教会の渡来以後、プロテstantt教会の宣教師派遣に至るまでには、宗教改革の後、航海者達の発見した東洋航路に沿って、カトリック修道士達によるインド伝道が開始され、Francis Xavier (1506—1552) の時代にはゴアを伝道基地として、遠く日本までの地域を含む程になっていたが、¹³⁾ 海岸線に沿った地域がほとんどであって、内陸地方への伝道は、メソジスト教会をはじめとするプロテstantt教会の伝道者達によって19世紀初頭から始められ、その当時からすでに、教派を超えた協力がなされていた。¹⁴⁾ こうした教派間の協力は、異教の地において唯一の主イエス・キリストの証しと福音宣教とに殉じようとする宣教師達の中から、相互の間に存在する距ての中籬を取り去った真の一一致の実現一合同一を望む声があがって来る素地を内包したものであった。

このようなエキュメニカル運動推進の背景を当初から有していたこの地方の教会は、それぞれの教会の母教会ともいべき英國の教会に起つて來たエキュメニカルな動きと密接な関係をもちながら、南インド、北インド・セイロン地区の教会合同に向つて進んで行つたのである。すなわち、1847年から1890年までの間に、スコットランドにおける長老派教会の合同が進められ、半世紀を費やした後、1900年10月31日には、合同討議が承認されたのである。また、1877年には、第1回、1889年に第2回の世界長老派教会展盟の総会が開催された。¹⁵⁾ また、メソジスト教会は、米国メソジスト教会の総会決議を受け容れて1881年9月、ロンドンにおいて、メソジスト・エキュメニカル協議会を開催し、¹⁶⁾ 聖公会は、1867年以後10年毎にランベス会議を開催し、¹⁷⁾ それぞれ、エキュメニカル運動に対する積極的な姿勢を打ち出して來た。

かくて、1901年、南インド伝道に従來していた二つの長老派教会——スコットランドに教団本部を置くものとアメリカに教団本部を置くもの——が合同して一つの長老派教会となつたことは、上記のスコットランドにおける長老派教

会の合同の影響を直接受けたものであるが、南インドにおける教会合同の口火を切るものでもあった。次いで、1908年には、この教会と、組合教会とが合同して、南インド統一教会(The South India United Church)となった。

さらに、1912年には、南インドにおける全宣教師達の会議が教派を超えて開催され、これを契機として各派合同の話し合いが進められ、1919年には、上記の南インド統一教会と、聖公会、メソジスト教会、ルーテル教会、組合教会が選出派遣した代表者達による教会合同協議会(Church Union Conference)がトランクエバール¹⁹⁾において開催された。その間、1919年、エデンバラにおける国際宣教会議(International Missionary Conference)、1908年、および1920年に第5回と第6回のランベス会議がカンタベリ大主教 Frederick Temple (1821—1902) の主宰のもとに開催され、南インドにおける教会合同の問題も、その議題として採り上げられていたのである。²⁰⁾しかしながら、この教会合同について、殊に、合同して新たに出現する教会における聖職の任務、就中、主教職の問題をめぐっての討議が慎重に進められ、1947年、南インド教会としての新発足を見るまでに、さらに20年を経過したのである。

インドにおけるキリスト教会の合同は、すでに、Iにおいて述べたごとく、常に南インドのみならず、北インドおよびパキスタン、セイロンおよびビルマをも含めて合同が進められて来ている。しかし、南インド教会の合同に際して、20年以上にわたって慎重な討議を要した主教職を継承する形で進められて來たオーストラリアの教会合同の計画を警見するにとどめなければならないのは、紙数の都合上やむを得ないこととは言いながら残念である。

さて、オーストラリアにおけるキリスト教伝道は、上記インドの場合とは大いに異なった状況下に展開された。すなわち、1788年1月18日、Arthur Phillip (1738—1814) 船長に引率された11隻の囚人輸送船団によって、750人の囚人と200人の軍人がボタニー湾に到着したことから始まるのである。²¹⁾これは、米国の独立によって、囚人の流刑地を失った英國が、James Cook (1728—79) の報告にもとづいて、新しい流刑地としてオーストラリアが選ばれたためである。この地における原住民は、18世紀当時もなお鉄器の使用を知らない極めて小数の未開人(アボリジナルと呼ばれる)が原始社会を営んでいたのみで、今日約1千万人を数える総人口の中の僅か3万人を数えるのみで、残りのほとんど全

部が、英國およびカナダ系の白人であることからも、²²⁾ キリスト教の伝道活動もこれらの白人を対象として当初から展開されて来たことは、他の伝道地と大いに事情を異にするものであった。

元来このような流刑地にチャップレンを派遣することは英國政府の任務であるのにもかかわらず、政府が充分にその責任を果さなかつたので、S. P. C. K. と S. P. G. とが小数の宣教師を派遣してこの地の伝道が開始された。しかし、1819年、この地の住民達の間に暴力沙汰や酒乱、犯罪が横行し、善良な一般住民が迷惑を受けているとの報告によって、宣教師の数も増加されるようになって行つたが、上記の2宣教団体の他にC. M. S. の宣教師達も到来し、聖公会の教会が初期の伝道事業を担つたのである。²³⁾ しかしながら、その住民達が、英國ならびにカナダからの流刑人であったことは、当然のこととして、メソジスト教会、長老派教会、組合教会等の英国内に母教会を有する信徒達も存在するのであって、これらの教会からも19世紀後半から宣教師派遣が行なわれるようになり、これらの教会と、聖公会との間に宣教師達の交りを通じて教会合同の機運が起つて來たのである。²⁴⁾

すなわち、1906年には聖公会と長老派教会との教会合同の可能性についての協議会が開催され、1913年には、メルボルンにおいて、聖公会、同胞教会、バプテスト教会、キリストの教会、組合教会、メソジスト教会、フレンド派の教会等の間に、教会合同の問題と、神学教育、国内伝道の諸問題を同時に討議する非公式の会議が開催された。²⁵⁾

オーストラリアは、衆知のごとく広大な面積の中に小数の住民を擁する国であり、都市は別として、広い地域に住む小数のキリスト教信徒のため牧会は、上記の諸教会にとって極めて重要な問題である。したがつて、一つの教会に所属する信徒が、転任その他の理由で移住する場合、新住居地に自己の所属する教会が存在せず、やむなく一時的にその地にあるところの他教派の教会員となって礼拝ならびに教会の働きに参加するか、あるいは、一時的な棄教者となって教会から手を切るか、という問題に直面するのである。それ故、このような信徒に対する牧会上の配慮が要求されることになって來た。このような要求は当然のこととして、伝道開始直後から存在しており、その故にこそ、各教派の宣教師派遣が精力的になされて來たのであるが、それでも広大な国土と小数の

人口、というオーストラリアの特殊な事情においては、教会の活動は、信徒が広大な地域に散在して行く状況に追随し得ず²⁷⁾、パプアにおける聖公会信徒に随行する聖職として、長老派教会の牧師が聖公会から委嘱を受けたことから始まって、これら2教会の他にメソジスト教会、組合教会を含めた4教会の間の合同陪餐に関する試案が、1937年から討議され、1943年に Australian Proposal for Inter-communion²⁸⁾として提出されるに至ったのである。

オーストラリアにおける合同陪餐の検討が開始された1937年は、あたかも、二つのエキュメニカル、ムーブメントの重要な会議、Faith and Order (Edinburgh) と、Life and Work (Oxford) がともに英国内において開催され、両者の結合を目指した合同委員会が選出された年であった。すなわち、われわれの熟知するごとく、この二つの国際会議は、それぞれの側から選出された14名の委員で構成される合同委員会を翌1938年ストレヒトにおいて開催し、さらにこの Faith and Order, Life and Order の両会議と International Missionary Council²⁹⁾とが一つとなるための会議が同年マドラスで開催された。

このようなエキュメニカル運動の趨勢の中にあって、オーストラリアにおいても、すでにわれわれが南インド教会について述べて来たのと同様の、教会が教理、礼拝、組織のすべてにわたって合同しようとする企てが、上に述べたような牧会上の配慮から始められていたのである。すなわち、1901年、長老派教会の総会は、この地におけるプロテスタント教会の一致について深い関心を寄せていることを表明し、長老派教会、組合教会、メソジスト教会の間に合同の協議が開始され、1906年には、すでに述べたように、聖公会もこの協議に参加することとなったのである。しかし、聖公会を除くこれら三教会は主教職をもたない改革的な福音信仰を保持するものであって、それぞれの教会の教理、あるいは礼拝の中に受け継がれて来た聖書を中心とするプロテスタントの信仰と聖職のつとめとの間には、相通ずるもののが多かった。

しかし、オーストラリアにおけるこれらの教会の信徒達の中には、上に述べた牧会上の要請も、一つとならんために祈り給うた主イエスの御意を体現しつつ一致してこの世における証しを担おうとする教会のエキュメニカル運動に関わる倫理的な使命についても、充分な理解を持ち得ない人々が多くあった。J. J. Molが指摘しているように、例えば1918年の合同協議に際しては、メソジス

ト教会の90%，組合教会の84%の人達が反対表明をしているのに反して，僅かに長老派教会の60%の人達が賛意を表わした程度であった。³⁰⁾しかしながら，宣教師達や，この問題に深い関心を寄せる人々の努力は絶え間なく続けられ，その間にも，それぞれの教会の信徒達に対する教育的指導も続けられた。

無心の水滴すら長い歳月の間には，硬い岩石に穴を穿つことが可能である。ましてや，福音信仰と隣人愛に燃える宣教師達の熱意に溢れた努力が，人々の心奥にまで達して，その心の琴線に触れないはずはない。約20年を経過した1942年，再びこれらの教会の合同問題が提起され，一度は長老派教会の渋滞によって再び挫折かと思われはしたけれども，メソジスト教会，組合教会の継続討議の中に長老派教会も復帰して，1957年，21人の三教会代表からなる合同委員会が結成されるに至った。かくして，この合同委員会に聖公会代表が参加し主教職の伝承をもたないこれら三教会の合同計画は，歴史的主教職を承け継ぐための研究，討議が19世紀初頭より行なわれて來た聖公会の協力に一層の努力を傾注せしめたのである。したがって，1964年12月オーストラリアの教会合同を実現し，聖公会，メソジスト，長老派教会，組合教会が教理的，組織的，聖眞的に統合された教会を創設しようとするに至ったのである。

III ナイジェリアの教会合同案

今日，ビアフラ問題によって，ナイジェリアへの関心は，わが国においても頓に高まっているが，啻にナイジェリアのみならず，東，西，南，アフリカの各地は，ただ搾取のみを目的として開発されて來たのであって，ヨーロッパとの関係は，その歴史を通じて暗澹たるものであった。15世紀の新航路発見に伴って，ヨーロッパから喜望峯をめぐって東洋と交易した商人達は，いずれも，一攫千金を夢見て船出した者達であり，寄港地における土着住民の繁栄福祉に寄与すること等は始めからその念頭になかったのであり，19世紀までの間，キリスト教の宣教事業も充分にはなされ得なかった。こうしたキリスト教の感化力もまだ充分でない時期のヨーロッパ人達がアフリカに対して加えて來た屈辱的な支配は，今日の米国における黒人問題の遠因として，否，その誘拐と暴虐とをもって米国に売り渡して労働力供給にあてたからこそアメリカの黒人が出現するのであって，彼等の飽くことなき搾取は今日もなおさまざまの犠牲を強

いている。

こうしたアフリカの地域に最初にキリスト教伝道を開始したのはポルトガルであり、15世紀にアンゴラで開設された宣教事業は、今日も続けられている。しかし、重要な伝道活動は19世紀になって、奴隸貿易が終った後になってから英國聖公会によって始められた。18世紀にもアフリカ伝道の試みは行なわれていたのであるが、まさに「白人の墓場」の異名をとったごとく、熱病横行のために宣教師達も他の白人同様多くの人命を失った。例えば、C. M. S. は、1807年、ポンガスにおいて伝道活動を開始したのであるが、10年間に26人の宣教師を派遣し、16人が死亡して、最後まで残留した者僅かに7人という状況に鑑みてこの地を撤去し、セラリオンに移った。かくして、最初の聖公会の教区が³²⁾1851年に創設されたのであるが、最初の教区主教、Vidalと、Weeks と Bowen の三人は、それぞれ2年しか生存しなかった。また、メソジスト教会でも、最初の12年間に、³³⁾5人の宣教師と5人の婦人伝道師達が他界した程である。

しかしながら、「地のはてまで、わたしの証人となる」との主イエスの言葉を実践しようとする宣教師達の献身的な努力は、聖公会の教区創設に伴って次第に活発さを増していった。ナイジェリアにおいても、C. M. S. の他に、いろいろな教派の伝道活動が強力にくりひろげられていった。かくして、メソジスト教会、長老派教会が英國から宣教師を派遣したのにたいして、アメリカからも、ロマ教会、米国聖公会、長老派、組合、メソジストの宣教師達がこの地にやってきてキリスト教信仰をのべつたえた。S. P. G. もまたこれらのプロテスタント教会の宣教師達同様に主教や司祭を送ったのであるが、Thompson は、1911年、熱病におかされた聖職やその妻達が死んで僅かに2名を余すだけ、³⁴⁾という状況について記している。

さらに、第1次世界大戦はナイジェリアにも、西アフリカ全体にとっても、重要な意味をもつものであったが、キリスト教会にとっても宣教師達の帰国による大きな打撃を受けることとなったのである。しかし、宣教師達が一斉に帰国するということは、土着住民の中から聖職を養成することにもなり、他方、信徒たちの礼拝における奉仕も活潑になって来た。1910年のI. M. C. 会議において宣教師達が描いたところの、全教会一致の望みは、第2次大戦を経て一致せる自治の教会としての独立を目指して進められる運動の中に実現することと

なったのである。すなわち、ナイジェリアにおける聖公会の諸教区、メソジスト教会、長老派教会の合同を討議するための委員会が設けられて、1947年より具体的な問題の検討にあたって来たのであり、³⁶⁾ 1963年3月、合同案 Scheme of Church Union(第3版)をもって合同教会実現に向って新しいステップを踏み出したのである。

このナイジェリア教会の合同案を見る時、南インド教会ならびにオーストラリア教会との類似する点が多く見受けられる。いま、すでに合同して一つの教会として新しい出発をした教会と、(アメリカの場合のように)これから合同しようとしている教会の合同計画に参加している教会を表記すれば、以下に示すような相異と類似点が明らかになる。

	ナイジェリア	オーストラリア	南インド	北インド パキスタン	セイロン	アメリカ
合同に参加する教会	聖公会 メソジスト教会 長老派協会	聖公会 メソジスト教会 長老派協会 組合教会	聖公会 メソジスト教会 南インド統一教会 (長老派教会) (組合教会)	聖公会 メソジスト教会 長老派教会 バプテスト教会 同胞教会 デサイプル教会	聖公会 メソジスト教会 バプテスト教会 長老派教会 南インド教会 (ジャフナ)	聖公会 長老派教会 デサイプル教会 合同キリスト教会 福音合同同胞教会

すなわち、ナイジェリア教会の場合には、聖公会とメソジスト教会、オーストラリア教会の場合は、聖公会とメソジスト教会、長老派教会および組合教会、南インド教会の場合にも、聖公会とメソジスト教会、長老派教会および組合教会の合同が推進されたのである。³⁷⁾ それらの教会の中で、主教職を保持するものは聖公会のみであって、他の教会は、いずれも歴史的に継承された主教職を保持していない。これは、本論文(1)において述べたように、それぞれの教会が受け継いで来たところの信仰と職制、あるいは、教理、礼拝、組織の相異によるものであることはいうまでもない。

これら諸教会の継承する教理、礼拝、組織を詳細に述べる必要はないのであるが、一言で表現するならば、組合、長老、メソジストの各教会は、それぞれ改革的、福音的立場を表明するプロテstant教会であり、聖公会は、福音的改革的立場を表明する福音派も、カトリック的伝承を強調するアングロ・カト

リック派も、広教会派も、ともに抱擁するところの教会であり、主教、司祭、³⁸⁾執事の三職位と、主教に主宰された教区会議を重んじてきた。したがって、合同によって出現する新しい教会のうちにその姿を消してゆくことによって、かえって、聖公会の受け継いできた貴重な伝承を生き生きと保持してゆくことはわれわれがすでに述べたように Temple や Ramsey の言葉を引用するまでもなく、via media としての聖公会の基本的な立場であると考える。

ナイジェリア教会の場合にも、同様に、主教職の伝承をもたない教会と、それを保持した教会とが、ともに一致して、組織的にも一つとなって、宣教ならびに牧会にあたろうとするのであり、牧師職の一致をもなし遂げるるのである。それは、まさしく信仰と職にかかる問題であり、極めて慎重に進められなければならないのであるが、すべからく教会は一致した牧師職をもたなければならぬ。教会が、こうした牧師職の一致によって、すべての聖職が全教会を通じ機能することが実現されないかぎり、眞の教会の一致は存在しないのである。³⁹⁾したがって、多くの教会合同のための協議会や委員会でもっとも慎重な討議が進められるところである。これは、南インドにおいて、40年の歳月と精力的な研究討議を必要としたように、⁴⁰⁾主教職の問題を含むといや応なしに各教派との間の討議が極めて重要な意味をもつのである。

すなわち、その主教職について、

ナイジェリア教会は、その組織的な形の中に歴史的な主教職を受け容れるが、この主教職の受容は、主教職についてのいかなる特殊解釈をもとりあげるのではないし、また、この教会の牧師職にたいする必要な資格として、こうした、いかなる特殊解釈や、特殊な見解をとりあげようとするものではない。

どのような異なった解釈が存在しようとも、それでも、ナイジェリア教会は、主教職が、初期の時代から教会のうちに受けいれられてきているという意味で、歴史的と呼ぶのであって、それがナイジェリア教会の牧会と発展のために必要なものである、という点に同意するものである。それ以外のいかなる解釈も、たとえ個人個人によって保有されているとしても、⁴¹⁾ナイジェリア教会を拘束するものではない。⁴²⁾

と述べた後に、

- (1) 主教達は、この教会の慣例に従って、主教の機能（この教会の法憲の中で明確にされているところの）を遂行すること。
- (2) 主教が、それぞれの教区の与論を反映し、かつナイジェリア教会の権威を表わすものとして、選挙によって選ばれること。
- (3) どのような特殊解釈をもぬきにして、歴史的主な主教職がこの教会のうちに継承されて現存し、未来においても継承されて行くべきこと。
- (4) 司祭職の握手礼の場合には、いつでも、一人の主教と司祭達によって手をおくこと。

と祈禱とをもって行ない、すべての主教握手の礼拝には、少なくとも3人の主教が手を接いて祈ることをもって、握手礼が執行されなければならぬことを明確に表明している。⁴³⁾

ナイジェリア教会は、他の諸教会と同じように、司祭ならびに主教の握手における真の握手式執行者は神御自身であり給うこと、神が御自身の教会の祈りにこたえて、この場におる人達が召命を受けた職務と奉仕を遂行せんとする言明と行為を通して、その握手式を執り行なわれるのだ、と信仰表明をする。

そもそも、キリストの教会の牧師職は、すべて、キリストの牧師職に起源を発している。信徒も聖職をも含めて、すべての神の民は、教会の主に在まし給うお方から、自分たちの職務を授けられるのである。われわれは、主イエス御自身の牧師職のうちに、この世の救済のために祈り給うた主イエスの祈禱と宣言、ならびに、神の民にたいする愛の模範を見るのである。

さらに、この聖職としての任務は、キリストの宣教の任務を担って、全世界におくり出されるのである。それこそ主イエスが弟子達に託された福音宣教の遺継であり、教会が継承してきたところの、この世にたいする司牧の任務である。

わたしは、天においても地においても、いっさいの権威を受けられた。それゆえに、あなたがたは行って、すべての国民を弟子として、父と子と聖霊との名によって、彼らにバプテスマを施し、あなたがたに命じておいたいっさいのことを行なうように教えよ。見よ、わたしは世の終りまで、いつもあなたがたと共にいるのである。⁴⁴⁾

本当の聖職の任務は、すべての人々と、すべての国民とに関わり、それらの

人々や国民を対象として奉仕する点が顕著な特色である。聖職の主要な任務は聖霊の豊かな稔りとしての言葉と行ないとをもってこの世に福音を証しし、世界を和解のもとに呼びあつめるためにという教会、すなわち、すべての神の民を備えることである。すべての神の民、全キリスト者が一致してこの世における現実的な諸問題の中で福音を証しするにあたって、聖霊の賜として言葉と行ないとをもって一人一人のキリスト者を励まし、強め、かつ慰めることは、聖職の主要な任務である。

さらにまた、この任務は、特に教会と統一的に教会と関係するのである。ここにいうところの『関係する』という意味は、『支配する』という意味に解釈することではなくて、聖職に任せられた人達が、キリストの僕として、教会に仕えることを意味するのであり、かくして、教会が、この世に仕える神の民の集団としての機能を発揮することができるるのである。それ故、聖職の執行することはすべて——聖餐の執行、社会的行動の提起と参与、あるいは、御言の説教、等々——が、この世における神の民の集団としての教会を代表して行なうものである。それ故、この意味において、牧師職は、教会の真実性を確認するものであるとともに、教会によって、牧師職の真実性が証されるのである。⁴⁵⁾

このような観点に立つ時、それぞれの教会の伝承、歴史が、一つであるべきキリストの信仰と教理に対する相異を注入して來たとしても、牧師職に関する基本的な見解は、教会がこの世における奉仕を遂行するための不可欠のものとして、教会合同に参与する諸教会の受け容れるところである。したがって、問題は、個々の教会が経て來たところの歴史と、受け継いできたところの伝承の中の、一致して理解するところをどのように明示し、異なった要素にたいする一致した見解をどのようにして導き出すか、ということである。これは、当然信仰と職制に関わる問題であり、合同委員会の最も慎重な討議を要した問題であったことは、すでに述べてきたところである。

ナイジェリアの教会合同に際しても、聖公会を除いた二つの教会、メソジスト教会と長老派教会との間における牧師職に関する見解の一致は、オーストラリアの場合同様に、容易に到達した。⁴⁶⁾ しかしながら、その牧師職のうちに、主教、司祭、執事の三職位を有し、歴史的主教職のもとにおけるそれぞれの聖職の機能を、その教理、礼拝、組織において体現してきた聖公会との合同に際し

て、この問題が起って来たことは当然のことである。

ことに、これら三教会間の合同が推進されていた間に、1951年、聖公会の西アフリカ管区が、自主独立の管区としてアングリカン・コムミュニオンとの連帶を維持して行くこととなったのであるから⁴⁷⁾、教会合同によって誕生しようとするナイジェリア教会が、それぞれの教会の保有して来た他教会との関係をどのように維持するかという点が、牧師職、ことにその執行する聖奠との関わりにおいて、クローズアップされることになった。その結果として、ナイジェリア教会は、聖公会、メソジスト教会、長老派教会が、すでに保有してきたところの他教会との関係を継承することと、メソジスト教会、長老派教会との保有⁴⁸⁾していなかった三職位を継承することとなった。⁴⁹⁾

このような結果をもたらしたことは、われわれが、本論文(1)において述べたところの、教会の全体的な伝承の継承と、協力的な一致から、一つなる教会の証しを担うための合同、という観点からするならば、当然希求するところに到着し得た、と考えるのであって、メソジスト教会、長老派教会にたいする聖公会のプレッシャーによってこのような結果がもたらされたと見るべきではない。それは、ナイジェリア教会が、その主体的な意志決定によって合同を実現しようとするに際して参照し、極めて多くの示唆を受けとったことを表明している南インド教会、セイロン教会、北インドおよびパキスタン教会の成立過程⁵⁰⁾の中に見受けることが出来る。

また、J. J. Mol. のオーストラリアにおける合同参加教会の信徒達に行なった与論調査結果によれば、それらの教会の中で、非アングリカン諸教会の賛成意見が、それぞれの教会において高率を示しているのに反して、聖公会においては、賛成者が60%を示した程度であり⁵¹⁾、聖公会のプレッシャーによるものというより、むしろ、教会の失ってはならない聖職の任務を、新しい教会のうちに継承せしめようとする努力の賜を見るのが、妥当である。

さて、主教職にもとづく三職位継承の主張は、聖公会が、教理的、組織的、聖奠的に継承してきた、教会の失ってはならない牧師職の伝承として、新しく誕生する教会にもたらす寄託物である。これは、エキュメニカル運動にたいする聖公会の基本的な立場として提示された、ランベス四綱領のうちに明示され、上に述べた南インド、セイロン、北インドとパキスタン、あるいは、オー

ストラリアにおける教会合同に際して、つねに、聖公会側の主張の根幹をなし
てきたものである。⁵¹⁾

そもそも、聖公会側からなされたランベス四綱領にもとづく主張はつきのよ
うな内容を有するものであった。すなわち、さまざまな調停的一致を検討した
信仰、礼拝についての見解として、正当に洗礼を受けたキリスト者は、すべて
カトリック教会(Universal Church という意味における)の信徒であって、合
同することによって聖公会に併呑しようとする意図のないことを明確に言明し
ながら、主教達はつきのように述べている。

われら——ここに今日熱望されているクリスチャン・コムミュニティ——
は、唯すべてのキリスト教コムミュニオンが、まだ分かたれなかつたカト
リック教会がその存在当初の例によって示した一致の原理に復帰すること
によってのみ、その一致を恢復できるものと信ずる。この原理は、われわ
れの信ずるところによれば、キリストとその使徒達から、世の終りに至る
まで教会に委託されたキリスト教信仰と、聖職制度の実質的寄託物である。^{サブスタンシャル・デポジット}
したがつて、すべての人々を、共通的に、かつ、同等に、その裨益に
あづからしめるために、その主宰者、管理者として接手されたものによつ
て、譲歩されたり、棄却されたりすることのできないものである。⁵²⁾

このアメリカ聖公会の総会において表明された主教たちの宣言の中には、注
意すべき次の四点を含んでいた。

1. 諸主教は、聖公会が、宗教改革によって導きだしてきた改革の方向と、制
定を決定してきた故実にてらして、自らの方針を決定確立すること。
2. 一致をはかる教会は、種々さまざまなキリスト教の宗派連合によって新た
な一派を形成するものではなくて、いまなお現存する本来のカトリック教会
であることを確認しなければならない。
3. この問題の世界大の方向、すなわち、「すべての人々を、共通的に、かつ
同等にその裨益にあづからしめる」ために、「すべてのキリスト教会の一
致」を標榜すること。
4. ふたたび一つになった教会内において、合同の主要条件は、「キリストと
その使徒たちから、世の終りまで、教会に委託されたキリスト教信仰と、聖
職制度の実質的な寄託物である。⁵³⁾

したがって、ランベス四綱領が、

- スクリプチャー
(1) 聖書
クリード
(2) 信經
サクラメント
(3) 聖奠
ヒストリック・エピスコペート
(4) 歴史的主教職

についての声明をしたものであると同時に、上に述べた聖公会の主教達の宣言のように、合同によって誕生する教会の牧師職が、教会に委託された信仰と礼拝を証しする実質的寄託物として受け継がれるべき重要な要素を明示しているものといわねばならない。

このうち、聖書、信經、聖奠、に関する論議も無視し得ないものであり、合同委員会においても充分に検討が加えられ、ナイジェリア教会におけるこれらのものの占める位置が、合同案の中に明確にうち出されている。そして、本論において、われわれが最大の関心をもって検討してきたところの、聖公会と他のプロテスタント教会の合同に際して最も重要な論議を経てきた歴史的主教職によって代表される牧師職についても、すでに本文中に引用したように言明がなされている。

そもそも歴史的主教職については、アングロ・カトリックの立場の、もっとも伝統的な意見を表明するものと目されてきたオックスフォードのカーカー主教が編纂した「使徒職」の中でも強調されているように、使徒職として理解される。⁵⁴⁾ この使徒職としての主教職、および、司祭、執事の三職位に関しては、祈禱書の中でも、聖書の中でも、ともにその教会における職務と機能とを、使徒達の時代から継承してきたのであることの証拠を提供する。また、パウロは次のようにいう。

試練に耐えて主に仕え、また益となることは何くれとなくはばかりして告げ、公けにても家々にてもなんじらを教え、ユダヤびとにもギリシャびとにも、神にたいして悔い改め、われらの主イエスに対して信仰すべきことを証しせり。………聖靈はなんじらを群れのなかに立てて監督^{エピスコポス}となし、神のおのれの血をもって買いたまいし教会を牧せしめたもう。………

新約聖書の中にも明らかにのように、新しいイスラエルとして召されたところの、キリストの教会は、聖靈のみちびきによって、主教、司祭、執事の司牧の

もとに、あらゆる時代を貫いて、すべての人々の前に、すべての人々の救済のために、主の福音と栄光を証ししてきたのである。しかしながら、党派心に逸る人間の罪と、それによって出現せる歴史的状況は、教会をも、可視的分裂の状態に陥れることになったのである。こうした教会の分かたれた状況の中であっても、歴史的主教職の妥当性を尊重するところの東方正教会、古カトリック教と聖公会との間に合同陪餐が行なわれ、スエーデン教会との間に完全な交り⁵⁷⁾をもってきたのである。

もとより、われわれは、1896年ロマ教皇 Leo XIII の発した勅令 *Apostolicae Curae* によって、ロマ教会との間に克服しなければならない重要な、教義上の問題のあることを忘れてはいない。⁵⁸⁾ けれども、ロマ教会と、東方教会を含めてこれまでのエキュメニカル運動に積極的な関わりをもってきた努力と、それぞれの地方において進められてきた教会合同の意義を、ロマ教会としては試めなければならない。むしろ、こうした努力によって、地方ごとに、可視的な教派教会が、合同してできる新しい教会の中に消え去ってしまい、すべてのものを統合した形で一致を証しする時、ロマ教会との関係もまた新しい関係をもってクローズアップされる。

それ故、かつては、ナイジェリアにおけるメソジスト教会、長老派教会ならびに聖公会の聖職としての職務をもっていた人々が、お互いに手に接くことによって受け継がれた牧師職のもとに司牧される教会が、ナイジェリアにおける教派連合による新しい教派教会の出現としてではなしに、真にカトリック的であり、真に改革的でもあり、真に福音的でもあるところのカトリック教会(the Universal Church)として成長を遂げて行くことは、キリスト教信仰を保持するすべての者の願いであり、祈りである。それは、オーストラリア教会がその発足の際に、南インド教会の主教職を、按手によって継承しようとしたときにも問われたところの、新しい一派の形成、という問い合わせではなくて、われわれが、本論文において述べたごとく、旧来の諸教派、諸教会が、新しい生命体としての教会の中に消滅していく、という仕方で、却って、失ってはならない教会の生命と使命を継承することである。

もちろん、ナイジェリアの教会が、真の教会として発展することは、南インド、北インドおよびパキスタン、その他の教会におけると同じように、そこに

ある人々の現実の世界において担う牧会と証しを経て、なし遂げられるのである。歴史の主にいましたもう主イエスの、歴史を貫いてなしたもう教会にたいする司牧の業が、一致した教会の具体的な奉仕とこの世における働きの中に、具体的に証しされることは、われわれの祈りであると共に、そのような証しを担うことがわれわれの倫理的な使命であるのだから。

おわりに

わたしは、1953年から1964年の1カ年間、英國カンタベリーの聖オーガスチン・カレッジに留学の機会を与えられた。この学校は、アングリカン・コムミュニオンの中央神学校として、世界各地の聖公会の聖職達が派遣されておった。したがって、ナイジェリア、セラリオン、タンガニカ、ケニア、等のアフリカ諸国から来た司祭達や英、米、加、濠、の各国から来た司祭達の中で、エキュメニカル運動における聖公会の役割についての研究、討議を繰り返した。なかでも、アフリカ諸国から留学していた司祭達を通じて、アフリカにおける人種問題、経済、政治への関心をかきたてられた。

この論文で取り扱ったナイジェリア教会の合同案についても、ともに議論を交わしたのである。この合同案に積極的に取り組んだかつてのナイジェリア聖公会の諸教区は、西アフリカの管区として、また、ナイジェリア教会として、アングリカン・コムミュニオンならびに、他の諸教会との新しい関係を、旧来のものの継承を通じて開始することになった。

しかし、このたびのビアフラにおける政治的、経済的な事情は、かつての聖公会イボ教区に含まれていた地方とその信徒達を、他の教区から分断してしまった。しかし、私の脳裡には、研究会のたびごとに、また、日常の礼拝において、東西ナイジェリアの司祭達が示した教会一致の具体的な証しとしての行動が、まのあたりに蘇ってくる。おそらく彼らは、分断された悲劇的な状況の中で一致を求めて祈り続けていることであろうし、ナイジェリア教会が、全体としての真の一致を形成するための努力を、他のすべての人々とともに捧げつことがあることだろう。

本論文においては、新教会に継承されるべき主教職にその焦点を向けようとした意図にもかかわらず、他の聖職位、司祭および執事との関係、教会における

る職能等については、不充分な点を意識するものであって、合同に参加せるそれぞれの教会の教義との関連において一層の検討を加えて行かねばならない。

Select Bibliography

- Ruth Rouse and Stephen Charles Neill ed.; A History of the Ecumenical Movement 1517-1948, London, 1954. 本論文中の略記号 H. E. M.
- Bengt Sundkler; Church of South India; The Movement towards Union 1900-1947, London, 1954. 略記号 C. S. I.
- Lesslie Newbigin; The Reunion of the Church; A Defence of the South India Scheme, London, 1948, Revised edition 1960.
- H. P. Thompson; Into All Lands; the History of the Society for the Propagation of the Gospel in foreign Parts 1701-1950, London, 1951. I. A. L. と略記号
- F. C. Cross, Ed. The Oxford Dictionary of the Christian Church, first, 1957. 1966 reprint, London, O. D. C. C. と略記

注

- 1) 英国における聖公会とメソジスト教会の合同案は、1943年11月3日、ケンブリッジ大学におけるカンタベリー大主教の講演「教会間の関係の前進」において取上げられ双方の代表者達の間で検討され、1963年のConversations between the Church of England and the Methodist Churchとして公表された。爾来両教会、ことにカンタベリー大主教 Arthur Michael Ramsey によって銳意推進されて来たところではあるが、昨年の英国教会会議では、時期尚早の意見が多くて否決されはしたもの再提案されている状況で未だその目的達成にまでは至っていない。cf. Conversations between the Chnrch of England and the Methodist Church-A Report to the Archbishops of Canterbury and York and the Conference of the Methodist Church, Published by Church Information Office and the Epworth, 1963.
- Harold Roberts; Anglican-Methodist Conversations, Summary and exposition of the official report; Conversations between the Church of England and the Methodist Church, the Epworth and the Church Information Office, 1963.
- 2) 1962年4月、教会合同のための調査研究が、ワシントンで開始され、米国長老派教会(the United Presbyterian Church in the U. S. A.)米国聖公会(the Protestant Episcopal Church in the U. S. A.)キリスト合同教会(the United Church of Christ)およびメソジスト教会(Methodist)の代表者達がその調査研究に従事した。ところが、間もなく、デサイブル教会(the Disciples of Christ—the International Convention of Christian Churches)と福音同胞教会 (the Evangelical United Brethren Churches)が加わって、六教会が合同して一つの教会になろうとする研究

討議が進められている。

Ed. by George L. Hunt and Paul A. Crow, Jr.; Where We Are In Church Union, A report on the present accomplishments of the Consultation or Church Union, Association Press, New York, 1965, p. 11.

- 3) John 17²¹
 - 4) W. Temple; Thoughts on some Problems of the Day, Macmillans, London, 1931, p. 88
 - 5) 「自己のために生きんと欲する教会は、己れ自体のために亡ぶ」のスローガンのもとに展開された全聖公会の新プロジェクト Mutual Responsibility and Interdependence in the Body of Christ (相互責任と相互依存) の諸活動は、既に合同教会として着実な成長を遂げて来た南インド教会をも含めて、力強く進められつつある。拙論、トロントにおける聖公会会議の意義について、本学キリスト教論集、第1卷第1号1965年、p. 114 f.
 - 6) 1 Cor. 1¹⁰
 - 7) A. E. J. Rawlison; The Study of Christian Doctrine, S. P. C. K. London, 1949. p. 11.
 - 8) 拙論、南インドにおける教会合同の経過とその問題、立教大学神学年報第5号、1957年、p. 54.
 - 9) 南インド教会は、長老派教会、組合教会メソジスト教会と聖公会の合同した教会であり、北インドおよびパキスタン教会には、バプテスト教会、同胞教会、デサイブル教会、メソジスト教会、長老派教会および聖公会の教理、礼拝、組織が承け継がれているし、セイロン教会には、聖公会、メソジスト教会、バプテスト教会、長老派教会と、すでに発足した合同教会である南インド教会のジャフナ教区とが合同したのであるから、その各々が独自の特色をもちながらも、眞の兄弟教会としての交りの中にある。
- cf. Proposed Scheme of Union in South India; Prepared by the Joint Committee, Madras, 1942 Proposed Scheme of Church Union in Ceylon, prepared by the Negotiating Committee for Church Union in Ceylon, Madras, 1955, Plan of Church Union in North India and Pakistan, prepared by the Negotiating Committee for Church Union in North India and Pakistan, Madras, 1957.
- これらの合同案は、それぞれ回を重ねて改訂、増補されつつ、出版されたが、筆者が参考にし得、手もとに所蔵せるものは上記の三種に過ぎない。
- 10) H. E. M., P. 392
 - 11) A. E. J. Rewlison; The Church of South India, London, 1951 p. 14.
 - 12) C. S. I. p. 19
 - 13) I. A. C. p. 174. この書物の中で、著者 Thompson は、Eyre Chatterton, History of the Church of England in India の示す改宗者統計表を引用しつつ、1700年迄に

ゴアに伝道基地を置き、Xavier, や, Robert de Nobili その他の人々によって弘められたカトリック信仰を信奉する者が2,500,000に達していたと記している。

- 14) Rawlinson は、1828年、S. P. C. K. は偶々聖公会宣教師の不足から、オランダ・ルーテル教会の宣教師の主教によって聖職按手を受けていた人々を傭って伝道に従事せしめ、この地の伝道事業が S. P. C. K. から、S. P. G. に委ねられた後にもルーテル教会の宣教師達が、聖公会の宣教師達とともに協力して伝道事業に従事したこと記している。op. cit. p. 14. また Sundkler も19世紀中葉における聖公会の宣教師(C. M. S.)と組合教会、長老派教会の宣教師達の協力について記している(C. S. I. p. 25)し、Thompson も各教派の密接な協力関係について述べている。(I. A. L. p. 175-191)。
- 15) H. E. M. p. 303
- 16) Ibid. p. 265
- 17) Ibid. p. 267
- 18) 拙論、第一回ランベス会議、本学社会学論集、第3巻第1号、1970年
- 19) Rewlinson; op. cit. p. 20
- 20) 拙論、南インドにおける教会合同の経過とその問題、前出、p. 59
- 21) Arthur Phillip は、この後、1月28日シドニーにおいて英國によるこの地の領有を宣言したのである(オーストラリア連邦は、今日もなお、この日をオーストラリア・デーとして記念しているが、翌2月3日(日)に Phillip 船隊のチャップレンが到着して、聖公会による礼拝を執行した。I. A. C. p. 206)
- 22) 1,081万人の総人口に対して、原住民は推定3万人、混血を加えても10万人に過ぎない(オーストラリア内務省:オーストラリア連邦年鑑、1963年)し、白人のほとんどが英國、カナダ系である(O. D. C. C.)。
- 23) I. A. C. p. 207
- 24) オーストラリアの総人口中、大部分は聖公会に属しているが、人口の1/4は、ロマ教会の信徒である。もちろんこの地方の伝道が始まった当初は、聖公会以外の信仰は許されなかったが、アイルランドの囚人とともにロマ教会の信仰が移入され、1820年、寛容令以後他教派の信仰についても容認されるようになり、1851年のゴールド・ラッシュに数多くのアイルランドの中に教徒達がオーストラリアに移住し、同教会の教勢は大いに振展した。
ロマ教会同様に、メソジスト教会、長老派教会も、初期には宣教を許されなかったが、メソジスト教会は1813年、長老派教会は1823年にそれぞれ伝道を開始し、組合教会の信徒がこの国に入って来るようになった。(O. D. C. C. p. 111)
- 25) J. J. Mol; The Merger Attempts of the Australian Churches, The Ecumenical Review, Vol. XXI, No. 1, January 1969, p. 24
- 26) I. A. C. p. 407, 663
- 27) Ibid. p. 668
- 28) H. E. M. p. 482

- 29) 1938年のマドラスにおける I. M. C. 会議は、本論文に述べたごとく、Faith and order と Life and Workとの歩み寄りを企図して、支那で開催される予定であったけれども、日支事変のために急拠マドラスにおいて開らくこととなった。しかし、この時はこれら三者の合体を実現するという情態に至らないで散会し、1948年、第二次世界大戦の終った後にアムステルダムにおいて、World Council of Churchesが創設されるまで10年を経過することとなる。
- 30) J. J. Mol; op. cit. p. 23
- 31) I. A. L. p. 330
- 32) O. D. C. C. p. 1448
- 33) I. A. C. p. 330
- 34) Acts. 1⁸
- 35) I. A. C. p. 582
- 36) Scheme of Church Union, including Basis of Union, Constitution of the Church of Nigeria, Inauguration and Interim Arrangements, Prepared by the Nigeria Church Union Committee, representing the Anglican, Methodist and Presbyterian Churches in Nigeria, (First Ed. 1957, Second Ed. 1960) 1963, p. 5
- 37) これらの教会は、いづれも、その地名を冠した各教州教会が新教会の法憲、第1条に正式の名称として、南インド教会(the Church of South India), オーストラリア教会(the Church of Australia), ナイジェリア教会(the Church of Nigeria)と称している。
- 38) 抜論“第1ランベス会議”本学社会学論集第3巻第1号 p.
- 39) Where we are in Church Union, p. 89
- 41) J. J. Mol; op. cit, p. 24
- 42) Scheme of Church Union in Nigeria, p. 10. 20
- 43) Ibid. p. 21
- 44) Mt. 28¹⁶⁻²⁰
- 45) Where we are in Church Union, p. 94f
- 46) J. J. Mol. op. cit. p. 23
- 47) 抜論第1回ランベス会議 p. X.
- 48) Nigerian Scheme. p. 13
- 49) Nigerian Scheme. p. 15
- 50) Nigerian Scheme. p. 5
- 51) この四綱領は、元来、教会一致に関するアメリカ聖公会(the Protestant Episcopal Church of America)諸主教の宣言の一部として1886年に現われたものであり、1888年のランベス会議において、採択もされたのであるために、ランベス四綱領と呼ばれる。その根幹は、

1. 聖書

2. 信 経
3. 聖 奠
4. 歴史的主教職

の4点からなる。もとより、この綱領は、その前後の言明と脈絡の中で、それぞれの管区の事情と照らし合わせて考察されるべき教訓的なものであったが、エキュメニカル運動に関する聖公会の基本的な立場を明白に示すものであったため、他教会との合同陪餐あるいは、教会合同の際には、つねに慎重な検討をする問題提起として、教理、礼拝、組織の面から検討されてきた。

- 52) 1886年、米国聖公会総会決議録、(Journal of the General Convention of 1886)
p. 16
- 53) Francis J. Hall, The Anglican Movement for Reunion, 稲垣陽一郎訳「教会
レユニオン運動と聖公会」昭和5年, p. 8
- 54) K. E. Kirk ed. The Apostolic Ministry, 1951, London, p. 209 f
- 55) 日本聖公会祈祷書, p. 520 f. 529 f. 542 f., 1 Tim. 3⁸⁻¹³ John 10¹⁻¹⁶, 1 Tim., 3¹⁻⁷
- 56) 同上 p. 543 主教接手式使徒書(Acts 20^{17f})
- 57) G. K. A. Bell, Randall Davidson, Archbishop of Canterbury, 1935, London,
p. 1104 Rowlinson, op. cit. p. 26
- 58) H. E. M. p. 470